

## 学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示 に基づく財産目録監査の取扱い

平成 15 年 7 月 22 日  
改正 平成 17 年 2 月 15 日  
改正 平成 20 年 3 月 25 日  
改正 平成 24 年 3 月 22 日  
最終改正 平成 27 年 10 月 7 日  
日本公認会計士協会

	項番号
《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》	1
《1. 適用範囲》	1
《2. 背景》	4
《3. 定義》	6
《Ⅱ 全般的事項》	7
《1. 財産目録監査の目的》	7
《2. 財産目録監査の取扱い》	8
《(1) 寄附行為等の認可申請に係る財産目録の監査》	8
《(2) 財産目録に適用される財務報告の枠組み》	9
《(3) 財務報告の枠組みの受入可能性》	13
《(4) 適用される財務報告の枠組みの記述》	14
《(5) 利用者に対する注意喚起》	15
《(6) 財産目録に対する監査のみを行う場合》	16
《3. 監査実施に当たっての留意事項》	17
《4. 監査報告書の形式要件》	18
《5. 監査報告書の記載事項》	19
《(1) 監査の対象》	19
《(2) 財産目録に対する理事者又は設立準備委員会等の責任》	20
《(3) 監査人の責任》	21
《(4) 監査意見》	22
《(5) 追記情報（強調事項区分）》	25
《(6) 追記情報（その他の事項区分）》	26

《(7) 私立学校振興助成法の監査意見》 .....	27
《6. 事後判明事実》 .....	28
《7. 業務制限》 .....	29
《Ⅲ 適用》 .....	30

付録 監査報告書の文例

文例1 新設の場合の文例

文例2 増設の場合の文例

## 《 I 本実務指針の適用範囲》

### 《 1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、理事者又は設立準備委員会等が「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号、以下「告示第117号」という。）に準拠して作成した財産目録に対し、公認会計士又は監査法人が実施する監査において、関連する監査基準委員会報告書の要求事項を適切に適用するために留意する事項を適用指針として取りまとめたものである。
2. 本実務指針の適用に際し、関連する監査基準委員会報告書は、主として以下のとおりである。
  - ・ 監査基準委員会報告書 560「後発事象」（以下「監基報 560」という。）
  - ・ 監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」（以下「監基報 800」という。）
  - ・ 監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準委員会報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書と併せて理解することが求められる（監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」第21項）。
3. 本実務指針は、財産目録の監査において前項の監査基準委員会報告書の要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

### 《 2. 背景》

4. 学校法人を設立しようとする者が私立学校法（昭和24年法律第270号）第30条の規定により寄附行為の認可申請をする場合、学校法人が同法第45条の規定により寄附行為の変更の認可申請をする場合並びに学校法人及び準学校法人が同法第64条第6項の規定により寄附行為を変更して組織変更の認可申請をする場合（以下「寄附行為等の認可申請」という。）に作成する財産目録の監査の取扱いを、平成15年7月22日に定めた。
5. その後、平成26年2月18日に企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、特別目的の財務諸表等を対象とした準拠性に関する意見の表明の形式が導入されたことに伴い、財産目録監査の取扱いを整理するとともに所要の改訂を行った。

### 《 3. 定義》

6. 本実務指針における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「財産目録」－「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）の様式第6号その1をいう。

## 《Ⅱ 全般的事項》

### 《1. 財産目録監査の目的》

7. 寄附行為等の認可申請に係る財産目録の監査の目的は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施し、理事者又は設立準備委員会等の作成した財産目録が告示第117号に準拠して作成されているかどうかについて監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

### 《2. 財産目録監査の取扱い》

#### 《(1) 寄附行為等の認可申請に係る財産目録の監査》

8. 寄附行為等の認可申請をする場合に、理事者又は設立準備委員会等は様々な書類の作成・提出が必要となるが、その中に、開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出する書類として、財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類がある（私立学校法施行規則第2条第2項、第4条第3項、第9条第3項）。

財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類は、財産目録と財産目録総括表からなっており（告示第117号）、このうち、財産目録について、公認会計士の監査の結果を記載した書類が求められている（私立学校法施行規則第2条第2項第7号、告示第117号第2条第2号）。

#### 《(2) 財産目録に適用される財務報告の枠組み》

9. 適用される財務報告の枠組みは、企業の特性と財務諸表の目的に適合するものとして、又は法令等の要求に基づいて、財務諸表の作成と表示において経営者が採用する財務報告の枠組みとされている（監査基準委員会報告書200第12項(13)）。
10. 財産目録は、理事者又は設立準備委員会等の寄附行為等の認可申請に対して所轄庁が審査した上で認可を決定するために提出される書類の一つであることから、利用者は学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更を認可する所轄庁に限定されており、特定のニーズに対応したものである。

所轄庁は、寄附行為等の認可申請が、設置する学校法人に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びに経営に必要な財産を有しているかどうか、寄附行為の内容が法令に違反していないかどうかについて審査するために提出される認可申請書の添付書類として、財産目録の作成を求めている。

そのため、財産目録の財務報告の枠組みは、利用者である所轄庁が寄附行為等の認可申請の審査のために必要な事項を満たすように定められており、財産目録の作成や開示に当たって、告示第 117 号が定められている。

11. また、所轄庁は告示第 117 号で財産目録の様式を定めるほか、財産目録を具体的に作成するための「財産目録の作成に係る基本方針」を定め、学校法人会計基準で定める貸借対照表を基礎として財産目録が作成されている現状を踏まえて、財産の価額や財産の各科目については、貸借対照表に準じて記載することを基本とし、申請書に添付する貸借対照表と整合するように作成することとされている。
12. このように、財産目録は、特定の利用者のために、そのニーズに適合した財務報告の枠組みに基づいて作成されるものであることから、「特別目的の財務報告の枠組み」となり、告示第 117 号に準拠しているかが要求されるのみで、追加開示の規定がないことから、「準拠性の枠組み」となる。

### 《(3) 財務報告の枠組みの受入可能性》

13. 監査人は、監査基準委員会報告書 210「監査業務の契約条件の合意」第 4 項(1)に従い、財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであるかどうかを判断することが求められているが、採用すべき財務報告の枠組みが法令等により規定されていることがあり、そのような財務報告の枠組みは、反証がない限り、受入可能なものであると推定される（監基報 800 A6 項）。

財産目録の財務報告の枠組みは、告示第 117 号及び財産目録作成に係る基本方針により規定されており、受入可能なものである。

### 《(4) 適用される財務報告の枠組みの記述》

14. 監査報告書における適用される財務報告の枠組みの記述は、利用者に誤解を生じさせることなく、監査意見表明の判断基準について知らせられるものであることが求められる。

財産目録の監査においては、財務報告の枠組みとして「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号）を監査報告書に記載することになる。

### 《(5) 利用者に対する注意喚起》

15. 特別目的の財務諸表に対する監査報告書には、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならないとされている（監査基準第四 報告基準 八 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報）。

財産目録の監査は、特別目的の財務報告の枠組みに対する監査であるため、監査基準で求められている事項を監査報告書に記載することになる。

上記の注意喚起に加え、監査報告書が特定の利用者のみを想定しており、監査報告書に配布又は利用制限を付すことが適切であると判断する場合には、適切な見出しを付してその旨を記載しなければならないとされている。

財産目録及びその監査報告書が、特定の利用者以外に配布又は利用された場合には誤解を招くことがあるため、利用者の誤解を避けるための状況に応じた必要性によって、他の目的には適合しないことがある旨に加えて、配布又は利用制限を付すことの適切性を判断することになる。

#### 《(6) 財産目録に対する監査のみを行う場合》

16. 学校法人を設立する場合や、補助金の額が寡少であって所轄庁の認可を受けて完全な一組の財務諸表の監査を行っておらず財産目録に対する監査のみを行う場合、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して財産目録に対する監査が実行可能であるかを判断することが求められる。

#### 《3. 監査実施に当たっての留意事項》

17. 財産目録の監査実施に当たっては特に次の事項に留意する。
- (1) 財産目録に記載された全ての重要な資産、負債及び借用財産は、事実に基づきその種類及び内容が正しく記載されているか。
  - (2) 財産目録に記載された不動産は、登記簿謄本の記載内容と一致しているか。  
また、不動産以外については、内部管理書類や他の申請書類と整合しているか。
  - (3) 収益事業用財産は全て事実に基づき正しく区分して記載されているか。
  - (4) 財産目録に記載された負債のほか、借入金、未払金等の負債はないか。
  - (5) 資産の金額は適正な帳簿記録又は鑑定評価等一定の事実に基づいて記載されているか。
  - (6) 財産目録の作成に当たり採用した重要な会計方針は記載されているか。
  - (7) 資産及び負債の分類は、告示第117号に定める財産目録の様式第6号その1（以下「様式第6号その1」という。）に従い、分かりやすく明瞭に表示されているか。
  - (8) 様式第6号その1に記載のない項目は、当該様式第6号その1に記載された他の科目に準じて区分し記載されているか。
  - (9) 特に私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査を受けていない学校法人又は設立準備委員会等について、財産目録作成に関連する内部統制が整備されているか。

なお、監査意見の表明に当たって、理事者又は設立準備委員会等からの書面による確認書入手しなければならないことにも留意すること。

#### 《 4. 監査報告書の形式要件》

18. 表題、監査報告書日、宛先、監査人の署名などの監査報告書の形式要件については、学校法人委員会実務指針第 36 号「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の取扱い」（最終改正 平成 27 年 10 月 7 日 日本公認会計士協会）に準じるものとする。

#### 《 5. 監査報告書の記載事項》

19. 監査報告書は、「監査の対象」、「財産目録に対する理事者又は設立準備委員会等の責任」、「監査人の責任」、「監査意見」の区分に分け、「監査の対象」以外はそれぞれ見出しを付して明瞭に記載し、意見を表明しない場合にはその旨を監査報告書に記載する。また、必要に応じて追記情報（強調事項及びその他の事項）を意見の表明とは明確に区分して記載するものとする。

##### 《(1) 監査の対象》

20. 次の事項を記載する。
- ① 監査対象である財産目録を作成している学校法人又は設立準備委員会等の名称
  - ② 財産目録の作成の目的となった学部、学科等の新設又は増設の区分若しくは組織変更の区分
  - ③ 財産目録が監査されている旨
  - ④ 重要な会計方針の要約
  - ⑤ 財産目録の日付

##### 《(2) 財産目録に対する理事者又は設立準備委員会等の責任》

21. 理事者又は設立準備委員会等の責任は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号）に準拠して財産目録を作成し明瞭に表示することにあること、また、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために理事者又は設立準備委員会等が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれることを記載する。

##### 《(3) 監査人の責任》

22. 次の事項を記載する。
- ① 監査人の責任は、実施した監査に基づき、独立の立場から財産目録に対する意見を表明することである旨

- ② 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施した旨
- ③ 監査の基準は、財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている旨
- ④ 監査においては、財産目録の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続を実施する旨
- ⑤ 監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される旨
- ⑥ 監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、リスク評価の実施に際して、監査人は状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する旨
- ⑦ 監査には、理事者又は設立準備委員会等が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者又は設立準備委員会等によって行われた見積りの評価を含め全体としての財産目録の表示を検討することが含まれる旨
- ⑧ 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している旨

#### 《(4) 監査意見》

- 23. 意見に関する除外がない場合は、理事者又は設立準備委員会等が作成した財産目録が、すべての重要な点において、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して作成されているものと認める旨の意見を記載する。
- 24. 財産目録に記載された資産の評価方法、財産目録の表示方法等に関して不適切なものがあり、意見に関する除外がある場合には、次の事項を記載する。
  - (1) 除外事項付意見の根拠区分（意見区分の直前）
    - ① 状況に応じて「限定意見の根拠」、「否定的意見の根拠」又は「意見不表明の根拠」という見出しを付して記載する。
    - ② 財産目録の特定の金額に関連する重要な虚偽表示が存在する場合、監査人は、金額的な影響額を算定することが困難でない限り、除外事項付意見の根拠区分に、当該虚偽表示による金額的な影響額とそれに関連する説明を記載する。
    - ③ 金額的な影響額を算定することが困難な場合には、その旨を記載する。
    - ④ 否定的意見を表明する、又は意見を表明しない場合に、否定的意見又は意見不表明の原因となる事項以外に除外事項付意見の原因となる事項を監査人が識別している場合には、当該事項についても全て、除外事項付意見の根拠区分に、その内容及びそれによる影響を記載する。
  - (2) 意見区分

除外事項付意見を表明する場合、状況に応じて「限定意見」、「否定的意見」又は「意見不表明」という見出しを意見区分に付して記載する。

① 限定意見

- ・ 理事者又は設立準備委員会等が採用した資産の評価方法、財産目録の表示方法等に関して不適切なものがあり、虚偽表示が財産目録に与える影響が、個別又は集計した場合に重要であるが広範ではないと判断したときは、限定意見を記載する。
- ・ 重要な監査手続が実施できなかったことにより十分かつ適切な監査証拠が入手できず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが及ぼす可能性のある影響の範囲が広範ではないと判断した場合は、限定意見を記載する。  
なお、限定意見を表明する場合、監査人の責任に関して、入手した監査証拠が監査人の除外事項付意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を記載する。

② 否定的意見

- 理事者又は設立準備委員会等が採用した資産の評価方法、財産目録の表示方法等に関して著しく不適切なものがあり、財産目録に重要な虚偽表示がある場合でかつ、その及ぼす影響の範囲が広範であると判断した場合には、財産目録が「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して作成されていないものと認める旨を記載する。
- なお、否定的意見を表明する場合、監査人の責任に関して、入手した監査証拠が監査人の否定的意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を記載する。

③ 意見不表明

- 重要な監査手続が実施できなかったことにより十分かつ適切な監査証拠が入手できず、財産目録に重要な虚偽表示の可能性があり、かつ、その及ぼす可能性のある影響の範囲が広範であると判断した場合には、財産目録に対する意見を表明しない旨を記載する。
- なお、意見を表明しない場合であっても、監査報告書の冒頭において、監査人は財産目録について監査を行った旨を記載する。
- また、監査人の責任と監査範囲について、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった旨を記載する。

《(5) 追記情報（強調事項区分）》

25. 財産目録に記載されている事項について、財産目録を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調して注意を喚起する必要があると判断し、かつ当該事項につ

いて財産目録の重要な虚偽表示がないという十分かつ適切な監査証拠を入手した場合、監査報告書において「強調事項」という見出しを付して記載する。

#### 《(6) 追記情報（その他の事項区分）》

26. 財産目録に記載されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連するため説明する必要がある場合には、「その他の事項」又は適切な見出しを付した区分を設けて記載する。

##### (1) 財産目録作成の基礎

特別目的の財務諸表に対する監査の場合には、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載する。

財産目録には、財産目録作成の基礎を記載することは求められていないが、他の申請書類と合わせて告示第 117 号に準拠して作成される。

そのため、監査報告書には会計の基準として「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号）を記載し、作成の目的として新設（又は増設）のための認可申請に当たり文部科学省に提出することを記載し、想定される主な利用者の範囲として所轄庁を記載することになる。

これらの記載は、財産目録に記載されている事項ではないことから、その他の事項として記載することになる。

##### (2) 配布及び利用制限

財産目録は、理事者又は設立準備委員会等が「寄附行為等の認可申請」のために、申請書類の一部として作成するものであり、財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類である監査報告書と合わせて、所轄庁に提出される。そのため、理事者又は設立準備委員会等や所轄庁以外に配布又は利用されることは想定されないが、利用者の誤解を避けるための状況に応じた必要性によって、配布又は利用制限を付すことの適切性を判断する。

##### (3) その他の事項

財産目録に対する監査に加え、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査を行う場合には、その他の事項として、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の監査報告書を発行している旨を記載する。

なお、利害関係については、監査報告書に「利害関係」という見出しを付した上で、利害関係の有無について記載する（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 25 条第 2 項及び第 34 条の 12 第 3 項、公認会計士法施行規則第 12 条）。

### 《(7) 私立学校振興助成法の監査意見》

27. 財産目録は、学校法人会計基準における完全な一組の財務諸表からは独立した個別表であるが、完全な一組の財務諸表である貸借対照表と密接に関連しており、貸借対照表と整合するように作成することが求められている。

学校法人が私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査を受けている場合で、完全な一組の財務諸表に対する意見が否定的又は意見不表明である場合には、貸借対照表と密接に関連している財産目録に対する監査意見にも影響を及ぼす可能性がある。

### 《6. 事後判明事実》

28. 監査報告書日の翌日から所轄庁提出日までの間に監査人が知るところとなった事実につき理事者又は設立準備委員会等が財産目録を修正する場合、監査人は、監基報 560 に従って必要な手続を実施し、当該修正された財産目録に対する監査報告書に差し替えることが求められる。

また、監査人が財産目録の修正が必要であると判断する状況において、理事者又は設立準備委員会等が財産目録の修正を行わない場合には、監査人は、監基報 560 に従って必要な手続を実施することが求められる。

### 《7. 業務制限》

29. 業務制限についての法令等（公認会計士法第 24 条及び同法第 34 条の 11、公認会計士法施行令第 7 条及び同令第 15 条、日本公認会計士協会倫理規則第 13 条）の適用に当たっては、下記の事項に留意する。

- (1) 「役員、これに準ずるもの」には評議員を含む。
- (2) 「使用人」とあるのは、「教職員」とする。なお、教職員には非常勤を含む。
- (3) 「被監査会社等」には学校法人及び設立準備委員会等が含まれるが、「被監査会社」には学校法人及び設立準備委員会等は含まれない。

ただし、「被監査会社等」とは営利企業に該当するものに限る旨の限定がある場合には、学校法人及び設立準備委員会等は含まれない。

公認会計士法第 24 条第 3 項（「公務員関係」、同法第 34 条の 11 第 3 項の当該部分を含む。）は、営利企業に係る規制であるから、学校法人及び設立準備委員会等は含まれないが、日本公認会計士協会倫理規則第 13 条に留意する。

### 《Ⅲ 適用》

30. 本委員会報告は、財産目録の作成日が平成 16 年 3 月 31 日以後の財産目録監査から適用する。なお、財産目録の作成日が平成 16 年 3 月 30 日以前の財産目録監査から、本報告を適用することができる。

31. 本委員会報告は、財産目録の作成日が平成 17 年 3 月 31 日以後の財産目録監査から適用する。なお、財産目録の作成日が平成 17 年 3 月 30 日以前の財産目録監査から、本報告を適用することができる。
32. 本委員会報告は、財産目録の作成日が平成 20 年 3 月 31 日以後の財産目録監査から適用する。なお、財産目録の作成日が平成 20 年 3 月 30 日以前の財産目録監査から、本報告を適用することができる。
33. 「学校法人委員会報告第 40 号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正について」（平成 24 年 3 月 22 日）については、財産目録の作成日が平成 24 年 3 月 31 日以後の財産目録監査から適用する。
34. 「学校法人委員会実務指針第 40 号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正について」（平成 27 年 10 月 7 日）については、財産目録の作成日が平成 27 年 4 月 1 日以後の財産目録監査から適用する。

以 上

## 《付録 監査報告書の記載例》

監査報告書の文例を示すと次のとおりである。

具体的な記載に当たっては、各監査人がそれぞれ判断されたい。

### 【文例1】新設の場合の文例

#### (1) 監査人が公認会計士の場合

#### 独立監査人の監査報告書

平成〇〇年〇月〇〇日

学校法人〇〇〇設立準備委員会（注1）

設立代表者 〇〇 〇〇殿

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士（自署） ㊦

〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士（自署） ㊦

私たちは、文部省告示 第117号（平成6年7月20日）に基づき、学校法人〇〇〇設立準備委員会が平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出する平成〇〇年〇月〇日現在の財産目録及び重要な会計方針（以下「財産目録」という。）について監査を行った。

#### 財産目録に対する設立準備委員会の責任

設立準備委員会の責任は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して財産目録を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために設立準備委員会が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財産目録に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財産目録の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統

制を検討する。また、監査には、設立準備委員会が採用した会計方針及びその適用方法並びに設立準備委員会によって行われた見積りの評価も含め財産目録の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### **監査意見**

私たちは、上記の財産目録が、すべての重要な点において、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して作成されているものと認める。

#### **財産目録作成の基礎（注2）**

財産目録は、平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出するために「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

#### **利害関係**

学校法人〇〇〇設立準備委員会と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）設立に当たるものが、設立準備委員会以外の場合には、「設立準備委員会」「設立代表者」とあるのは「設立準備財団」「理事長」など、当該具体的な名称により記載する。

（注2）配布及び利用制限を記載する場合には、以下とする。

#### **財産目録作成の基礎並びに配布及び利用制限**

財産目録は、平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出するために「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、学校法人〇〇〇設立準備委員会及び文部科学省のみを利用者として想定しており、学校法人〇〇〇設立準備委員会及び文部科学省以外に配布及び利用されるべきものではない。

(2) 監査人が監査法人の場合

① 無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合

## 独立監査人の監査報告書

平成〇〇年〇月〇〇日

学校法人〇〇〇設立準備委員会（注1）

設立代表者 〇〇 〇〇殿

〇〇〇監査法人

指 定 社 員	公認会計士	（自 署）㊞
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	（自 署）㊞
業務執行社員		

（注2）

当監査法人は、文部省告示 第117号（平成6年7月20日）に基づき、学校法人〇〇〇設立準備委員会が平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出する平成〇〇年〇月〇日現在の財産目録及び重要な会計方針（以下「財産目録」という。）について監査を行った。

### 財産目録に対する設立準備委員会の責任

設立準備委員会の責任は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して財産目録を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために設立準備委員会が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財産目録に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財産目録の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、設立準備委員会が採用した会計方針及びその適用方法並びに設立準備委員会によって行われた見積りの評価も含め財産目録の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して

いる。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、すべての重要な点において、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して作成されているものと認める。

#### 財産目録作成の基礎（注3）

財産目録は、平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出するために「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

学校法人〇〇〇設立準備委員会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）設立に当たるものが、設立準備委員会以外の場合には、「設立準備委員会」「設立代表者」とあるのは「設立準備財団」「理事長」など、当該具体的な名称により記載する。

（注2）監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇〇監査法人

代表社員

公認会計士（自署）㊦

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士（自署）㊦

（注3）配布及び利用制限を記載する場合には、以下とする。

#### 財産目録作成の基礎並びに配布及び利用制限

財産目録は、平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出するために「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、学校法人〇〇〇設立準備委員会及び文部科学省のみを利用者として想定しており、学校法人〇〇〇設立準備委員会及び文部科学省以外に配布及び利用されるべきものではない。

#### ② 有限責任監査法人の場合

独立監査人の監査報告書

平成〇〇年〇月〇〇日

学校法人〇〇〇設立準備委員会（注1）

設立代表者 〇〇 〇〇殿

〇〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 （自 署）㊟

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 （自 署）㊟

（注2）

（以下、㊟の場合の記載と同じ。）

**【文例2】増設の場合の文例**

独立監査人の監査報告書

平成〇〇年〇月〇〇日

学校法人〇〇〇

理事会 御中

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 （自 署） ㊟

〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 （自 署） ㊟

私たちは、文部省告示 第117号（平成6年7月20日）に基づき、学校法人〇〇〇が平成〇〇年度〇〇〇大学〇〇学部増設認可申請に当たり文部科学省に提出する平成〇〇年〇月〇日現在の財産目録及び重要な会計方針（以下「財産目録」という。）について監査を行った。

**財産目録に対する理事者の責任**

理事者の責任は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して財産目録を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財産目録に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財産目録の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財産目録の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### **監査意見**

私たちは、上記の財産目録が、すべての重要な点において、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して作成されているものと認める。

#### **財産目録作成の基礎（注）**

財産目録は、平成〇〇年度〇〇〇大学〇〇学部増設認可申請に当たり文部科学省に提出するために「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

#### **その他の事項**

学校法人〇〇〇は、上記の財産目録のほかに、平成〇〇年〇月〇日をもって終了する会計年度について、私立学校振興助成法の規定に基づき学校法人会計基準に準拠した計算書類を作成しており、私たちは、当該計算書類に対して、平成〇〇年〇月〇日に別途、監査報告書を発行している。

#### **利害関係**

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）配布及び利用制限を記載する場合には、以下とする。

#### **財産目録作成の基礎並びに配布及び利用制限**

財産目録は、平成〇〇年度〇〇〇大学〇〇学部増設認可申請に当たり文部科学

省に提出するために「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、学校法人〇〇〇及び文部科学省のみを利用者として想定しており、学校法人〇〇〇及び文部科学省以外に配布及び利用されるべきものではない。